

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和元年10月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区保育施設整備における近隣住民対応支援業務委託

(2) 業務内容

保育施設整備における近隣住民等への対応について、以下の業務を実施し、合意形成を円滑に進めること。

また、各業務を実施するうえで、適宜、適法性の確認を行うこと。

①誘致型（公有地等活用）整備計画地

ア 近隣住民等への対応状況の確認

ヒアリング及び区から提供する資料等により、保育施設整備における近隣住民等への対応状況を確認する。

イ 整備計画地周辺状況の分析

整備計画地周辺における、住環境、居住者の性質及び動線等を考慮し、保育施設整備によってこれらに与える影響を分析する。

ウ 近隣住民等への対応方針の検討及び提案

ア、イを踏まえ、近隣住民等への対応方針を検討し、区に提案する。

エ 住民説明会の進行補助

区が開催する近隣住民説明会において使用する、想定問答の作成補助を行う。
また、説明会へ同席し、説明会の進行や、発言者に対する対応方法等について、適宜、助言・指導を行う。

オ 回答書作成補助

近隣住民等から提出される要望事項に対する回答書の作成補助を行う。

カ 近隣住民等への説明・対応

アからオの履行によっても近隣住民等との合意形成が困難な場合、業務受託者が直接近隣住民等への説明や対応を行う。

②提案型（民有地活用）整備計画地

ア 近隣住民等への対応状況の確認

ヒアリング及び区から提供する資料等により、保育施設整備における近隣住民等への対応状況を確認する。

イ 整備計画地周辺状況の分析

整備計画地周辺における、住環境、居住者の性質及び動線等を考慮し、保育施設整備によってこれらに与える影響を分析する。

ウ 近隣住民等への対応方針の検討及び提案

ア、イを踏まえ、近隣住民等への対応方針を検討し、区に提案する。

③区立保育園再整備計画地

ア 近隣住民等への対応状況の確認

ヒアリング及び区から提供する資料等により、保育施設再整備における近隣住民等への対応状況を確認する。

イ 整備計画地周辺状況の分析

整備計画地周辺における、住環境、居住者の性質及び動線等を考慮し、保育施設再整備によってこれらに与える影響を分析する。

ウ 近隣住民等への対応方針の検討及び提案

ア、イを踏まえ、近隣住民等への対応方針を検討し、区に提案する。

エ 住民説明会の進行補助

区が開催する近隣住民説明会において使用する、想定問答の作成補助を行う。また、説明会へ同席し、説明会の進行や、発言者に対する対応方法等について、適宜、助言・指導を行う。

オ 回答書作成補助

近隣住民等から提出される要望事項に対する回答書の作成補助を行う。

カ 近隣住民等への説明・対応

アからオの履行によっても近隣住民等との合意形成が困難な場合、業務受託者が直接近隣住民等への説明や対応を行う。

④報告書の提出

以下のものを区が指定する期日までに、保育計画・整備支援担当課（世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階21番窓口）へ提出・納品する。

ア 保育施設整備計画地周辺状況調査結果報告書（様式自由） 1通

イ 近隣住民等への対応方針の提案書（様式自由） 1通

ウ 近隣住民説明会等の進行・対応方法に対する助言・指導・経過に関する報告書（様式自由） 1通

エ 完了届（区の様式を使用すること） 1部

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
 - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
 - ④財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 建築計画、開発事業等に際して、周辺住民に対して説明を行い、事業実施にかかる合意形成を図るなどの近隣対応業務の実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 一次審査
提案書と見積書に基づき書類審査を行う。
 - ①業務理解
 - ②業務内容（提案内容）
 - ③実施体制
 - ④法人実績
 - ⑤価格の妥当性
- (2) 二次審査
提案書に基づきヒアリング審査を行う。

5 手続き等

(1) 説明書及び参加表明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和元年10月7日（月）～元年10月18日（金）の午後5時まで

②場所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所第2庁舎2階21番窓口

③方法 希望者に無償配布
世田谷区のホームページからもダウンロード可

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和元年10月18日(金)午後5時まで(必着)

②場所 上記(1)窓口

③方法 持参または郵送

※郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和元年11月22日(金)午後5時まで(必着)

②場所 上記(1)窓口

③方法 提出日時を事前に電話で予約のうえ、持参

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、報告書の著先権は区に帰属する。

(8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。

(10) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(11) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。

(13) 詳細は提案要求説明書による。

7 担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

(世田谷区役所第2庁舎2階21番窓口)

世田谷区保育担当部保育計画・整備支援担当課 並木・佐藤・植田・伊藤

電話 03-5432-2586